

## 山口県介護ロボット導入支援事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、介護ロボット導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 この補助金は、介護従事者の負担の軽減を図るとともに、介護ロボットの普及による働きやすい職場環境の整備を図り、介護従事者の確保に資することを目的とする。

## (補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象は、次の各号に定める介護ロボット等を導入する事業とする。ただし、他の補助金等を受けて導入する機器については、本補助事業の対象とならない。

## (1) 介護ロボット

次のア～ウの全ての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費を対象とする。

## ア 目的要件

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

## イ 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

(ア) センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行うロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮し、介護業務の支援又は利用者の自立支援を行うロボット

(イ) 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・標準化事業（ロボット介護機器開発・導入促進事業）」において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）

## ウ 市場的要件

販売価格又はリース価格が公表されており、一般に購入又はリース契約が締結できる状態にあること。

## (2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するW i F i 環境の整備に必要な経費（モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）を対象とする。

## (補助金の算定方法)

第4条 前条に規定する事業に対する補助額は、次の各号のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

## (1) 介護ロボット

ア 介護ロボットを購入により導入する場合は、1機器につき、第3条第1号に該当する経費の実支出額に、次に掲げる要件のいずれも満たす場合は4分の3を、その他の場合は2分の1を乗じて得た額と、30万円を比較して少ない方の額を補助額とする。

(ア) 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること。

(イ) 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。

イ 介護ロボットをリース契約により導入する場合は、3年以上のリース契約を締結するものに対し、導入した年度内のリース額を基準額とし、前号に掲げる要件のいずれも満たす場合はその額に4分の3を、その他の場合はその額に2分の1を乗じて得た額と、30万円を比較して少ない方の額を補助額とする。

ウ 補助1回当たりの限度台数は、施設・居住系サービスについては利用定員数を10で除した数、在宅系サービスについては利用定員数を20で除した数とし、小数点以下は切り捨てる。ただし、1台未满是切り上げるものとする。

エ 一つの介護ロボット導入計画につき、一回の補助とする。

## (2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器の導入に伴う通信環境を整備する場合は、1事業所につき、第3条第2号に該当する経費の実支出額に、次に掲げる要件のいずれも満たす場合は4分の3を、その他の場合は2分の1を乗じて得た額と、30万円を比較して少ない方の額を補助額とする。

ア 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること。

イ 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。

## (補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請書は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

## (補助事業の変更承認申請)

第6条 規則第4条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業について、内容を変更しようとするときは、規則第8条の規定によりあらかじめ事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。

## (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

(2) 補助金の交付決定額の 20 パーセント以内の増減

(補助事業の中止又は廃止)

第 7 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、規則第 8 条の規定によりあらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（第 3 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 8 条 規則第 11 条の実績報告書は、事業実績報告書（第 4 号様式）によらなければならない。

2 前項の実績報告書は、補助事業が完了した日から 20 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の請求)

第 9 条 規則第 12 条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（第 5 号様式）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 10 条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(導入効果の報告)

第 11 条 補助事業者は、本事業で導入した介護ロボット及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備により取得した機器等を使用することによって得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを介護ロボット使用状況報告書（第 6 号様式）に取りまとめ、導入年度の翌年度から 3 年間、毎年度別に定める期日までに知事に報告するものとする。

(指導監督)

第 12 条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付の条件)

第 13 条 規則第 4 条第 3 項の知事が付する条件は、次の各号のとおりとする。

(1) 補助事業により購入又はリースにより導入した介護ロボット及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備により取得した機器等を 3 年を経過せずして処分又はリースに係る契約を解除した場合は、既に受けた補助金の全額を返還しなければならない。ただし、リースにより導入した介護ロボットを購入するために、当該介護ロボットのリースに係る契約を解除した場合はこの限りではない。

(2) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 7 号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年度山口県介護ロボット導入支援事業補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

住 所  
事業主体名  
代表者職氏名

年度において、標記事業を下記のとおり実施したいので、山口県補助金等交付規則第3条及び山口県介護ロボット導入支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- |   |              |       |      |
|---|--------------|-------|------|
| 1 | 交付申請額        | 金     | 円    |
| 2 | 事業所別補助金所要額調書 | 別紙（1） | のとおり |
| 3 | 事業計画書        | 別紙（2） | のとおり |
| 4 | 経費所要額調書      | 別紙（3） | のとおり |
| 5 | 収支予算書        | 別紙（4） | のとおり |
| 6 | 見積書の写し       |       |      |
| 7 | その他参考となる資料   |       |      |

別紙（１）（第１号様式関係）

事業所別補助金所要額調書

（単位：円）

介護サービス 事業所名	サービス種別	・介護ロボットの製品名 ・見守り機器の導入に伴う通 信環境整備に係る経費内容	補助金所要額 (別紙(3)I欄の 額)
小 計			
小 計			
小 計			
小 計			
合 計			

(注) 行が足りない場合は、適宜、行を追加すること。

別紙（２）（第１号様式関係）

## 事業計画書

【介護サービス事業所名】

(介護ロボット)

1. 介護ロボットの製品名
2. 導入台数
3. 導入時期
4. 導入する介護サービス事業所名及び住所
5. 導入に要する経費の内訳
6. 導入により達成すべき目標

(見守り機器の導入に伴う通信環境整備)

1. 見守り機器の導入に伴うW i F i 環境を整備するために必要な経費 ○機器の名称  ○整備内容
2. 通信環境整備の目的
3. 通信環境整備の達成すべき目標及び効果

(注) 1 介護サービス事業所ごとに事業計画書を作成すること

以下は、補助率「3/4」の適用を受けた場合のみ記入すること。

※「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（パイロット事業改訂版）」（厚生労働省老健局・令和2年3月発行）を参考にすること。

※事業計画書の見込みの人員体制と実績が異なった場合は、その理由を報告すること。報告内容は、県から国へ報告します。

《要件1》

少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを導入し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定している

従前の介護職員等の人員体制	
介護ロボット等の導入後に見込む介護職員等の人員体制	

《要件2》

利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定している

利用者のケアの質や、休憩時間の確保等の職員の負担軽減に資する具体的な取組	
--------------------------------------	--



別紙（3）（第1号様式関係）

経費所要額調書

（介護サービス事業所名）

区分	(1)介護ロボットの製品名 (2)見守り機器の導入に伴う通信環境整備内容	補助対象経費 A	A×1/2（又は3/4） B	補助限度額 (1)（1機器当たり） (2)（1事業所当たり） C	補助基本額 (B、Cのいずれか少ない額) D	利用定員数 E	補助対象台数割合 F	補助限度台数 (E×F) G	所要台数 H	交付申請額 (1) (D×H) (2) (Dの額) I
		円	円	円	円	人		台	台	円
(1) 介護ロボット				300,000						
				300,000						
(2) 通信環境整備				300,000						
				300,000						
合計		—	—	—	—	—	—	—		

- (注) 1 B欄は、要綱第4条第1項第1号に掲げる要件を満たす場合3/4を、その他の場合は1/2を乗じること。  
 2 F欄は、施設・居住系サービスは1/10、在宅系サービスは1/20を記入すること。  
 3 G欄は、小数点以下は切り捨てること。ただし、1台未満の場合は、切り上げること。  
 4 I欄は、1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てること。  
 5 行が足りない場合は、適宜、行を追加すること。  
 6 介護サービス事業所ごとに経費所要額調書を作成すること

別紙（４）（第１号様式関係）

## 収 支 予 算 書

### 1 収入の部

区分	予算額（円）	備考
県補助金 事業者負担額		
計		

(注) 1 補助金、自己資金等の財源ごとに記載すること。

### 2 支出の部

区分	予算額（円）	備考
工事費 (見守り機器導入に伴う通信環境整備のための配線工事の場合)		
備品購入費 (購入の場合)		
使用料及び賃借料 (リース・レンタルの場合)		
計		

(注) 補助対象とする支出予定の科目ごとに記載すること。  
備考欄には、必要に応じて経費の内訳を記載すること。

第2号様式（第6条関係）

年度山口県介護ロボット導入支援事業変更承認申請書

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

住 所  
事業主体名  
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業を下記のとおり変更したいので、山口県補助金等交付規則第8条及び山口県介護ロボット導入支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更する理由
  
- 2 補助金交付変更額

既交付決定額	金	円也
変更承認申請額	金	円也
差引増減額	金	円也
- 3 事業所別補助金所要額調書（変更）
- 4 事業計画書（変更）
- 5 経費所要額調書（変更）
- 6 収支予算書（変更）
- 7 その他参考となる資料

（注）3～7は第1号様式に準ずるものとし、変更前、変更後が分かるように作成すること。  
（3～6は、上段に変更前を（ ）で記載し、下段に変更後の額を記載すること）。

第3号様式（第7条関係）

年度山口県介護ロボット導入支援事業中止（廃止）承認申請書

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

住 所  
事業主体名  
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があつた標記事業を中止（廃止）したいので、山口県補助金等交付規則第8条及び山口県介護ロボット導入支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の内容

2 事業の中止（廃止）の理由

第4号様式（第8条関係）

年度山口県介護ロボット導入支援事業実績報告書

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

住 所  
事業主体名  
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業の実績について、山口県補助金等交付規則第11条及び山口県介護ロボット導入支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業精算額 金 円
- 2 事業所別補助金所要額精算調書 別紙（1）のとおり
- 3 事業実績報告書 別紙（2）のとおり
- 4 経費所要額精算調書 別紙（3）のとおり
- 5 収支精算書 別紙（4）のとおり
- 6 導入した機器の納品書、領収書（又は請求書）の写し
- 7 導入した機器の写真
- 8 その他参考となる資料

事業所別補助金所要額精算調書

（単位：円）

事業所名	サービス種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護ロボットの製品名</li> <li>・見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費内容</li> </ul>	補助金所要額 (別紙(3)G欄の額)
小 計			
小 計			
小 計			
小 計			
合 計			

(注) 行が足りない場合は、適宜、行を追加すること。

事業実績報告書

法人名					
介護サービス事業所名					
介護サービス種別					
適用を受けた補助率 (該当に○を記入)		3/4      ・      1/2			
介護ロボット	介護ロボットの製品名			介護ロボットの種別	
	導入台(セット)数	台(セット)			
	購入又はレンタル・リースの別			購入日	令和 年 月 日
				リース・レンタルの契約期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
通信環境整備	通信環境整備内容				
			購入日	令和 年 月 日	
	購入又はレンタル・リースの別		リース・レンタルの契約期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
導入に要した経費の内訳					
事業実施スケジュール		(年度内のスケジュール実績(見込含む)について、具体的に記載すること)			
使用状況及び導入により得られた成果等		(導入後の使用状況、導入により得られた成果等を記載すること)			
備考					

以下は、補助率「3/4」の適用を受けた場合のみ記入すること。

※「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（パイロット事業改訂版）」（厚生労働省老健局・令和2年3月発行）を参考にすること。

※事業計画書の見込みの人員体制と実績が異なった場合は、その理由を報告すること。報告内容は、県から国へ報告します。

《要件1》

少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを導入し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定している

従前の介護職員等の人員体制	
介護ロボット導入計画で記載した介護ロボット等の導入後に見込む介護職員等の人員体制	
介護ロボット等の導入後の介護職員等の人員体制（実績を記載すること）	
介護ロボット導入等計画策定時の人員体制と実績が異なった場合は、その理由	

《要件2》

利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定している

利用者のケアの質や、休憩時間の確保等の職員の負担軽減に資する具体的な取組	
--------------------------------------	--



別紙（３）（第４号様式関係）

経費所要額精算調書

区分	(1)介護ロボットの製品名 (2)見守り機器の導入に伴う通信環境整備内容	補助対象経費 A	A×1/2（又は3/4） B	補助限度額 (1)（1機器当たり） (2)（1事業所当たり） C	交付決定額 (1)（1機器当たり） (2)（1事業所当たり） D	補助基本額 （B、C、Dのいずれか少ない額） E	所要台数 F	補助金所要額
								(1)E×F (2)Eの額 G
(1) 介護ロボット		円	円	円 300,000		円	台	
				300,000				
(2) 通信環境整備				300,000				
				300,000				
合計		—	—	—		—		

(注) G欄は、1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てること

別紙（４）（第４号様式関係）

## 収 支 精 算 書

### 1 収入の部

区分	決算額（円）	備考
県補助金		
事業者負担額		
計		

（注）補助金、自己資金等の財源ごとに記載すること。

### 2 支出の部

区分	決算額（円）	備考
工事費 （見守り機器導入に伴う通信環境整備のための配線工事の場合）		
備品購入費 （購入の場合）		
使用料及び賃借料 （リース・レンタルの場合）		
計		

（注）補助対象として支出した科目ごとに記載すること。

備考欄には、必要に応じて経費の内訳を記載すること。

第5号様式（第9条関係）

年度山口県介護ロボット導入支援事業補助金精算払請求書

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

住 所  
事業主体名  
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記補助金について、山口県介護ロボット導入支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

振 込 先

金融機関	銀行 信用金庫 組合	支店 支所 出張所
預金種類 及び 口座番号	1 普通預金 No. 2 当座預金	
フリガナ		
口座名義人		

(担当者氏名)

(連絡先)

第6号様式（第11条関係）

介護ロボット使用状況報告書

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

住 所  
事業主体名  
代表者職氏名  
事業所名

介護 ロボ ット	介護ロボットの 製品名		介護ロボットの 種別		
	導入台(セット数)数	台 (セット)			
	購入又はレンタ ル・リースの別		導入日	令和	年 月 日
			リース・レンタ ルの契約期間	令和	年 月 日から 令和 年 月 日まで
通信 環 境 整 備	通信環境整備内容				
	購入又はレンタ ル・リースの別		導入日	令和	年 月 日
			リース・レンタ ルの契約期間	令和	年 月 日から 令和 年 月 日まで
	【介護ロボットの使用状況（使用する業務・使用頻度等）】				
【介護ロボットの導入効果（導入による業務改善状況等）】					
【介護ロボットの不都合な点の課題】					

※記入欄が不足する場合は適宜追加してください。

以下は、補助率「3/4」の適用を受けた場合のみ記入すること。

※「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（パイロット事業改訂版）」（厚生労働省老健局・令和2年3月発行）を参考にすること。  
※事業計画書の見込みの人員体制と実績が異なった場合は、その理由を報告すること。報告内容は、県から国へ報告します。

《要件1》

少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定している

従前の介護職員等の人員体制	
介護ロボット導入等計画で記載した介護ロボット等の導入後に見込む介護職員等の人員体制	
介護ロボット等の導入後の介護職員等の人員体制（実績を記載すること）	
介護ロボット導入等計画策定時の人員体制と実績が異なった場合は、その理由	

《要件2》

利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定している

利用者のケアの質や、休憩時間の確保等の職員の負担軽減に資する具体的な取組	
--------------------------------------	--

第7号様式（第13条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

第 号  
年 月 日

山口県知事 様

住 所  
事業主体名  
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記補助金について、山口県介護ロボット導入支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 山口県補助金等交付規則（平成18年12月5日山口県規則第138号）第12条の規定による確定額又は事業実績報告書による精算額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（要補助金返還相当額）

金 円

（添付書類）

2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の積算内訳等